

障害のある人の安定的な雇用、就労機会の拡大を支援します！

令和7年度

障害者雇用施設整備事業費補助金

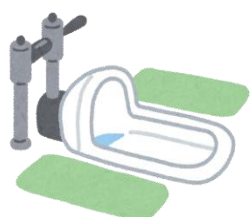
補助対象経費

補助上限100万円！

★障害のある人を**常時雇用**する上で必要となる**施設・設備等の整備**に要する経費
(①購入費 ②工事費 ③改修費 など)

例

下肢に障害があり
和式トイレは
使えない人を雇用



施設改修



例

障害特性のため
事務スペースを個室化



仕事に集中できる

施設改修・
設備購入

※単なる業務効率化のため
の設備は対象外です



【その他の例】パトライト設置、拡大鏡購入、スロープ・手すりの設置、在宅勤務に必要な通信機器…etc
障害特性に応じて必要となる施設・設備は異なります。**整備を検討された段階でまずご相談ください。**

補助対象者・対象要件

★補助対象者：京都府内の事業所で障害のある人を常時雇用し、**就労の継続に必要な施設・設備等の整備事業を令和8年3月31日までに完了させる予定の事業主**
※これから整備するものが対象です。

★対象要件：次のいずれかの基準を満たしていること

(1) 事業完了時、障害者法定雇用義務履行等事業主である者

→ 労働者数に法定雇用率2.5%を掛けて得た数(1未満の端数切捨)の障害のある人を雇用する事業主

＜例＞ 労働者数80人の事業主：最低2人の雇用なら該当します

// 79人 // : 最低1人の雇用なら //

(2) 京都府内に本社があり事業完了時に(1)の要件が未達成の場合は、以下のようになります。

(ア) 過去3年間に障害のある人を雇用していない

⇒障害者雇用計画を提出の上、相当期間内に法定雇用義務履行等事業主になること

(イ) 過去3年間に障害のある人を雇用している

⇒事業完了の年度末までに法定雇用義務履行等事業主になること

補助上限額・補助率

※他の補助金の対象経費は、本補助金の対象経費にできません。
年度内に支払った分のみが補助対象です。
公租公課(消費税等)は補助対象外です。

★補助上限額：100万円

★補助率：補助対象経費の30% (常時雇用労働者数が1,000人未満の事業主)
// 15% (// 1,000人以上の //)

申請期間

★令和8年2月27日まで

※ただし、京都府の予算内での交付なので、申請を予定されている事業主は**必ず事前相談**の上、お早めに申請してください。

お問い合わせ

京都府商工労働観光部 雇用推進課 TEL：075-682-8913

申請～補助金の送金までの流れ

申

障害者雇用に必要な施設・設備等の整備を計画します
(京都府雇用推進課に**事前相談**)

申

京都府に交付申請(第4号様式)をします(期限:令和8年2月27日)

京都府が補助金の交付を決定します

申

施設整備事業を実施(期限:令和8年3月31日)します

事業完了後直ちに

申

京都府に**事業完了報告**(第8号様式)をします

京都府が補助金の額を確定し、送金します

毎年4月15日までに

申

京都府に2年間**雇用状況等の報告**(第12号様式)をします

補助金の要綱・要領・申請様式は

「京都府障害者雇用施設整備事業等事業費補助金」HPをご覧ください

京都府 障害者雇用 補助金

検索